

当院は以下の指定医療機関です

- 自立支援医療(精神通院医療)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(生活保護法)
 - 労働者災害補償保険法(労災法)
 - 難病患者に対する医療当に関する法律(難病法)
〔院長:難病指定医〕
 - 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関(被爆者援護法)
- ✓ 院長は「精神科の診療に係る経験を十分に有する医師」として届出済み(抗うつ薬・抗精神病薬に限り、やむを得ず投与を行う必要があると認められた場合、向精神薬の多剤投与が可能)
- ✓ 認知療法・認知行動療法1の施設基準あり